

高砂市文書管理及び電子決裁システム導入に係る評価要領

1 目的

この要領は、「高砂市文書管理及び電子決裁システム導入に係る公募型プロポーザル」における優先交渉権者の選定に当たり、その評価項目及び評価基準をあらかじめ明らかにすることにより、当該プロポーザルの公平性・客観性を確保することを目的とする。

2 選定方法

(1) 共通項目

高砂市文書管理及び電子決裁システム導入に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。

評価点の合計が同点の場合は、提案した総合計金額が最も低い者を高い順位とし、当該総合計金額が同額の場合は、くじによる抽選で順位を決定するものとする。

選定委員会の委員の数は、15人とする。ただし、やむを得ない理由により審査に参加することができない委員がある場合は、その委員は、全ての審査を欠席したものとして取り扱うこととする。

審査の方法は、次のとおりとする。

ア 一次審査

企画提案書の評価点と価格評価点の合計が高い順に二次審査の対象となる上位3者を決定する。ただし、企画提案書を提出した者が3者に満たない場合は、一次審査は行わず、企画提案書を提出した全ての者を二次審査の対象とする。

イ 二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の評価点と価格評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として決定する。

3 一次審査

(1) 企画提案書による評価

企画提案書により、末尾の表1及び表2のとおり評価を行う。

評価は、業務仕様書を基に、末尾の表1の審査項目に従って行う。したがって、企

画提案書は、業務仕様書を基に、当該審査項目の記載順序のとおり作成することとする。ただし、同表の「セキュリティ対策及び運用保守」の項目のうち（オンプレミス（自庁設置）方式）又は（クラウド方式）とある事項は、提案方式に合わせてどちらかを選択して記載すること。

なお、評価に当たってはプレゼンテーション動画を補足的に使用するため、企画提案書とプレゼンテーション動画とは矛盾のないようにすること。

（２） 価格評価

価格評価点は、見積書の金額を基に、次のとおり算出する。この場合において、小数点以下の端数は、切捨てとする。

計算式
$60 \text{点} \times (\text{一次審査参加者の提案した総合計金額のうち最低見積額} / \text{提案者の見積額})$

４ 二次審査

（１） プレゼンテーション及び質疑応答による評価

プレゼンテーション及び質疑応答により、末尾の表１及び表２のとおり評価を行う。

評価点は、二次審査に出席した選定委員会の委員全員の点数の平均とし、小数点以下の端数は、切捨てとする。

なお、最低点は240点とし、これに満たない提案は失格とする。

（２） 価格評価

価格評価点は、見積書の金額を基に、次のとおり算出する。この場合において、小数点以下の端数は、切捨てとする。

計算式
$60 \text{点} \times (\text{二次審査参加者の提案した総合計金額のうち最低見積額} / \text{提案者の見積額})$

（３） 審査に係る場所及び設備

二次審査の場所は、高砂市役所内の市が指定する部屋で行う。部屋は、40人程度が入れる大きさとする。

二次審査においては、高砂市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することとする。

表1：審査項目

項目	主な評価事項	配点
企業等概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社等の規模、財務状況、本業務に係る取得済認証等について ・本業務と類似の案件についての導入・維持管理実績等について ・本業務の遂行に当たっての業務体制について 	40
システム機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に定める目的を達成するための機能について ・機能要件をどの程度満たしているかについて ・文書検索及び文書保存に係る機能について 	80
	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動、組織改正等の操作について ・AKFに準拠して紙媒体と電子文書とを一元管理する文書管理について ・財務会計システム及びメールシステムとの連携について 	40
導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入段階における支援策について ・職員に対する操作研修等について ・その他の導入支援策について 	80
セキュリティ対策及び運用保守	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時の体制及び対応について (クラウド方式) ・データセンターの設備及び環境について ・その他の運用保守について (オンプレミス(自庁設置)方式) ・ハードウェア機器等の設備及び環境について ・その他の運用保守について 	100
契約期間終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間終了後の対応について ・契約を延長した場合の対応について 	20
追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書等に定めのないもので、本業務をより良いものとする提案について 	40
合計		400

表2：評価基準

評価基準	評価	点数
優れている	A	配点×1
やや優れている	B	配点×0.8
仕様を満たしている	C	配点×0.6
やや劣っている	D	配点×0.4
劣っている	E	配点×0.2